

認知症高齢者グループホーム第三若葉荘のご案内

<重要事項説明書>

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|--|
| ・施設名 | 認知症高齢者グループホーム第三若葉荘 |
| ・開設年月日 | 平成 14 年 10 月 25 日 |
| ・所在地 | 香川県高松市上林町822-1 |
| ・電話番号 | TEL : 087-815-5010 FAX : 087-815-5020 |
| ・介護保険指定番号 | 3770102014 |
| ・管理者名 | ①ユニット 片岡 幸代
②ユニット 片山 智恵美 |

(2) 認知症高齢者グループホームの目的

医療法人社団青冥会が開設する認知症高齢者グループホーム第三若葉荘（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、また、事業所の介護者が、認知症で要支援・要介護状態にある高齢者が自立した心身ともに明るい日常生活を営むことができるよう適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

(3) 認知症高齢者グループホーム運営の方針

- ①認知症対応型共同生活介護の介護職員は、要介護状態であって認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く）に対して、共同生活住宅において、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- ②認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。
- ③介護予防認知症対応型共同生活介護の介護職員は、要支援2であって認知症の状態にあるもの（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く）に対して、共同生活住居において、①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
- ④介護予防認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(4) 施設の職員体制

第三若葉荘①ユニット

職 種	常 勤	非常勤	計	資 格	備 考
管理者(兼務)	1 名	0 名	1 名	介護支援専門員 介護福祉士	介護職員・計画作成担当者
計画作成担当者 (兼務)	1 名	0 名	1 名	介護支援専門員 介護福祉士	介護職員・管理者
介護職員	6 名以上				

第三若葉荘②ユニット

職 種	常 勤	非常勤	計	資 格	備 考
管理者(兼務)	1 名	0 名	1 名	介護福祉士	介護職員・計画作成担当者
計画作成担当者 (兼務)	1 名	0 名	1 名	介護福祉士	介護職員・管理者
介護職員	6 名以上				

(5) 施設設備

第三若葉荘①ユニット

食堂兼居間	1 ヶ所	利用者の憩いの場所
台所	1 ヶ所	
トイレ	2 ヶ所	2 箇所車椅子対応型
浴室	1 ヶ所	
特浴	1 ヶ所	
居室	9 室	

第三若葉荘②ユニット

食堂兼居間	1 ヶ所	利用者の憩いの場所
台所	1 ヶ所	
トイレ	3 ヶ所	2 箇所車椅子対応型
浴室	1 ヶ所	
居室	9 室	

(6) 定 員

①ユニット：9 名 ②ユニット：9 名

2. サービス内容

- ① 食事
- ② 入浴の準備・援助
- ③ その他の生活援助・日常訓練
- ④ 各種生活相談及び助言
- ⑤ 健康管理
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 災害、疾病等の緊急時の対応
- ⑧ 理髪サービス
- ⑨ 通院介助

⑩ 行政手続代行

⑪ その他

＊これからのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 家族・地域との交流機会の確保についての取組み予定

季節行事としては、花見・ピクニック・遠足・七夕会・菊花展見物・クリスマス会・餅つき大会等やカラオケ大会・誕生会等の計画があり、ご家族の参加をお願いしていきます。

地域等の交流については、老人会や町内会への参加をいたします。

また、施設交流の機会で、秋には老人保健施設さつき荘において、盛大にさつき荘若葉荘合同の祭りを挙行し、ご家族や地域との交流を確保いたしております。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＊協力医療機関 ミタニ病院 高松市三谷町1680-1

＊協力歯科医療機関 中村歯科医院 高松市多肥上町509-1

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に速やかにご連絡致します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 利用者は、共同生活の秩序を保ち、お互いの親睦につとめます。
- ② 利用者は、受診、薬の服用について、担当職員の指示どおり行います。
- ③ 利用者は、職員と協力して、施設内の清潔、整頓、環境衛生の向上に努めます。
- ④ 利用者は、みだりに大声を出したり、口論、飲酒等を行いません。
- ⑤ 利用者は、施設に多額のお金を持ち込んだり、金品の貸し借り等を行いません。
- ⑥ 利用者は、指定した場所以外で火気を用いません。
- ⑦ 利用者は、施設内に持ち込む物の確認を受け入れ、管理者が不適切と判断した物品については持ち込みません。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・火災通報設備
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

8. 緊急時等における対応方法

- ① 介護従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は当施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、上記の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を行います。
- ② 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町

村・利用者の家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

- ③ 当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 秘密の保持

介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とします。

10. 身体的拘束等について

当施設は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、利用者又はその家族に対して説明し同意を得た上で、身体的拘束等を行なうことがあります。その場合には、態様及び時間、利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

11. 要望及び苦情等の相談

サービスに関する要望や苦情などがありましたら、窓口にお寄せください。

そのほか、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。速やかに対応いたします。

また、高松市の介護保険課と香川県国民健康保険団体連合会にて苦情相談の窓口があります。

①ユニット 管理者：片岡 幸代	}	TEL:087-815-5010(時間 8:30 ~ 17:30)
②ユニット 管理者：片山 智恵美		

高松市介護保険課

TEL : 087-839-2326

香川県国民健康保険団体連合会

TEL : 087-822-7431

12. その他運営に関する重要事項

- ① 介護福祉士その他の介護職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 事業所は、介護福祉士その他の介護職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- ③ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団青冥会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

13. 第三者評価の実施状況

・実施の有無	あり
・実施した直近の年月日	2023年10月5日
・実施した評価機関の名称	株式会社アストリーム・アライアンス
・評価結果の開示状況	あり

14. 虐待防止のための措置

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならないものとする。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。